

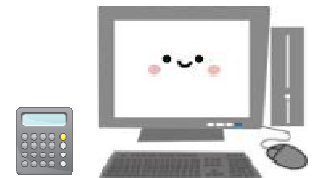
8月開校 東南村山地区



オフィスワーク実務科

- パソコン・簿記が初めての方でも基礎から学べて安心！
- MOS資格（Word、Excel）、日商簿記3級（試験日 11/19（日））の資格取得にチャレンジ！
- あなたの再就職をバックアップ！

受講生募集



訓練期間	平成29年8月30日（水）～平成29年11月29日（水）（3か月間） 基本時間：9：10～15：50 及び9：10～16：50 休日：原則、土・日・祝日
訓練場所	株式会社セラフィム 山形市穂積116-3（裏面「地図」参照）
定員	20名（最少催行人数10名）
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをしている方で、職業に必要な技能、知識を習得して再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた方
受講料	受講料は無料です。 ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料として約20,000円、並びに検定料（MOS試験1科目あたり10,584円、日商簿記検定3級：2,800円）は個人負担となります。
募集締切日	平成29年8月14日（月）
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者に相談してください。手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。
説明会	参加者：受講申込者（欠席等の場合は選考対象者となりません。） 日時：平成29年8月21日（月）午前10時から（時間厳守） ※開始10分前までに受付を済ませてください。 場所：山形県立山形職業能力開発専門学校（裏面「地図」参照） 内容：訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物：筆記用具（鉛筆、ボールペン）を持参してください。

お問合せ先

山形県立山形職業能力開発専門学校 能力開発支援課
〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1
TEL 023-644-9227 FAX 023-644-6850
ホームページ <http://www.yamagatanoukai.jp/>

クリック

山形 職業

検索

◆訓練概要◆

〔訓練目標〕 パソコンの基礎知識および技能、経理事務、総務事務についての知識等を習得するとともに、その他の就職に必要な知識等を習得し再就職を目指す。

〔目指す職務〕 一般事務、経理事務、総務事務、OA機器を使用する職務全般

〔訓練カリキュラム〕

総訓練時間（目安）370H

科目	科目の内容	時間数
パソコンの基礎知識	パソコンの仕組み・機能、オペレーティングシステム、パソコン・アプリケーションソフトウェア、ファイル管理、インターネット、電子メール	12H
文書作成	文書作成の基本知識、文書作成と編集、表の作成、図形の描画、実践ビジュアル文書作成等	60H
表計算	表計算の基礎知識、データ入力、数式・関数、グラフの作成、データベース機能、実践ビジュアル文書作成等	72H
プレゼンテーション	プレゼンテーションの基礎知識、プレゼンテーションソフトウェアの機能と役割、スライドの作成法	12H
社会保険労務基礎・就業管理基礎等	雇用保険、年金、雇用・就業管理、労働基準法、労働者派遣法、労働者安全衛生法、安全衛生教育、労災保険法等	18H
簿記・ビジネス会計	簿記・経理の基礎知識、記帳から決算書作成まで、帳票管理、決算整理等に関する演習（日商簿記検定3級対策指導を含む）等	96H
総合演習	アプリケーションの実践的活用術、MOS試験対策、会計実践演習、簿記試験対策	66H
就職支援他	応募書類の作成、面接の仕方、ビジネスマナー、コミュニケーション、ビジネスマネジメント等	34H

〔その他〕 Windows10、Microsoft Office2013 を使用します。

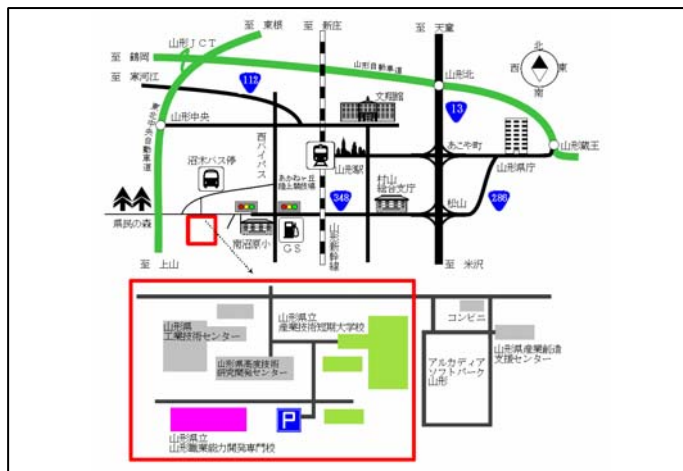
※キャリア・コンサルティングを受ける場合はその計画に従って下さい。

【説明会場】

場所：山形県立山形職業能力開発専門校
住所：山形市松栄2-1-1

【訓練会場】

場所：株式会社セラフィム
住所：山形市穂積116-3 ※無料駐車場あり
電話：023-623-2277



◆ご相談・お申込み窓口◆

山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市松栄2-6-13	TEL 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池3-1-39	TEL 0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町6-4	TEL 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町15-5	TEL 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市榎岡五日町14-30	TEL 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西340	TEL 0237-86-4221

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。
※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談下さい。